

網走海区漁場計画（第15次定置漁業権）【原案】

1 漁業権に関する事項

区分	漁場番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁業権の別	関係地区	条件	その他漁業権 の設定に関し 必要な事項
(246)	宇さけ・ます定第 29号	斜里郡斜里町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ・ます定置 漁業	9月1日から9月11日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり（漁場番 号、漁業の名称、条件）
(247)	宇さけ・ます定第 30号	斜里郡斜里町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ・ます定置 漁業	9月1日から9月11日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり（漁場番 号、漁業の名称、条件）
(248)	宇さけ・ます定第 31号	斜里郡斜里町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ・ます定置 漁業	9月1日から9月11日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり（漁場番 号、漁業の名称、条件）
(249)	宇さけ・ます定第 32号	斜里郡斜里町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ・ます定置 漁業	9月1日から9月11日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり（漁場番 号、漁業の名称、条件）
(250)	宇さけ・ます定第 33号	斜里郡斜里町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ・ます定置 漁業	9月1日から9月11日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり（漁場番 号、漁業の名称、条件）
(251)	宇さけ・ます定第 34号	斜里郡斜里町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ・ます定置 漁業	9月1日から9月11日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり（漁場番 号、漁業の名称、条件）
(252)	宇さけ・ます定第 35号	斜里郡斜里町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ・ます定置 漁業	9月1日から9月11日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり（漁場番 号、漁業の名称、条件）
(253)	宇さけ・ます定第 36号	斜里郡斜里町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ・ます定置 漁業	9月1日から9月11日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり（漁場番 号、漁業の名称、条件）

2 保全沿岸漁場に関する事項

なし

3 その他

(1) 漁業の免許予定日 令和6年1月1日（免許予定日は海区漁場計画を作成したときに定めて公示する）

(2) 網走海区漁場計画変更案の作成に係る内容

網走海区漁場計画（令和5年5月31日北海道告示第10855号）に上記1の(1)～(253)に掲げる定置漁業を加える

網走海区漁場計画（第15次定置漁業権）【原案】 別紙（条件）

区分	漁場番号	条件
(1)	雄さけ定第1号	(1) 敷設する身網の数は、3個以下でなければなりません。
(2)	雄さけ定第2号	(2) 敷設する網の名称は、最も陸側を陸網とし、それ以外を沖網とします。 (3) 敷設する陸網は、桙長の陸側から2分の1以内に敷設しなければなりません。 (4) 7月15日から9月2日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 9月3日から9月7日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6) 12月1日から12月25日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(3)	雄さけ定第3号	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。
(4)	雄さけ定第4号	(2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 (3) 敷設する陸網は、桙長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 (4) 7月15日から9月2日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 9月3日から9月7日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6) 12月1日から12月25日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(5)	雄さけ定第5号	(1) 敷設する身網の数は、3個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、最も陸側を陸網とし、それ以外を沖網とします。 (3) 敷設する陸網は、桙長の陸側から2分の1以内に敷設しなければなりません。 (4) 7月15日から9月2日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 9月3日から9月7日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6) 12月1日から12月25日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(6)	雄さけ定第6号	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 (3) 敷設する陸網は、桙長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 (4) 7月15日から9月2日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 9月3日から9月7日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6) 12月1日から12月25日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(7)	雄さけ定第7号	(1) 敷設する身網の数は、3個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、最も陸側を陸網とし、それ以外を沖網とします。 (3) 敷設する陸網は、桙長の陸側から2分の1以内に敷設しなければなりません。 (4) 7月15日から9月2日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 9月3日から9月7日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6) 12月1日から12月25日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。

区分	漁場番号	条件
(8)	雄さけ定第8号	<p>(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。</p> <p>(2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。</p> <p>(3) 敷設する陸網は、桙長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。</p> <p>(4) 7月15日から9月2日までの間は、網を敷設してはなりません。</p> <p>(5) 9月3日から9月7日までの間は、沖網を敷設してはなりません。</p> <p>(6) 12月1日から12月25日までの間は、漁獲してはなりません。</p> <p>(7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。</p>
(9)	興さけ定第1号	<p>(1) 敷設する身網の数は、3個以下でなければなりません。</p> <p>(2) 敷設する網の名称は、最も陸側を陸網とし、それ以外を沖網とします。</p> <p>(3) 敷設する陸網は、桙長の陸側から2分の1以内に敷設しなければなりません。</p> <p>(4) 7月15日から9月2日までの間は、網を敷設してはなりません。</p> <p>(5) 9月3日から9月7日までの間は、沖網を敷設してはなりません。</p> <p>(6) 12月1日から12月25日までの間は、漁獲してはなりません。</p> <p>(7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。</p>
(10)	興さけ定第2号	<p>(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。</p> <p>(2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。</p> <p>(3) 敷設する陸網は、桙長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。</p> <p>(4) 7月15日から9月2日までの間は、網を敷設してはなりません。</p> <p>(5) 9月3日から9月7日までの間は、沖網を敷設してはなりません。</p> <p>(6) 12月1日から12月25日までの間は、漁獲してはなりません。</p> <p>(7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。</p>
(11)	興さけ定第3号	
(12)	興さけ定第4号	
(13)	興さけ定第5号	<p>(1) 敷設する身網の数は、3個以下でなければなりません。</p> <p>(2) 敷設する網の名称は、最も陸側を陸網とし、それ以外を沖網とします。</p> <p>(3) 敷設する陸網は、桙長の陸側から2分の1以内に敷設しなければなりません。</p> <p>(4) 7月15日から9月2日までの間は、網を敷設してはなりません。</p> <p>(5) 9月3日から9月7日までの間は、沖網を敷設してはなりません。</p> <p>(6) 12月1日から12月25日までの間は、漁獲してはなりません。</p> <p>(7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。</p>
(14)	興さけ定第6号	<p>(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。</p> <p>(2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。</p> <p>(3) 敷設する陸網は、桙長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。</p> <p>(4) 7月15日から9月2日までの間は、網を敷設してはなりません。</p> <p>(5) 9月3日から9月7日までの間は、沖網を敷設してはなりません。</p> <p>(6) 12月1日から12月25日までの間は、漁獲してはなりません。</p> <p>(7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。</p>
(15)	興さけ定第7号	

区分	漁場番号	条件
(16)	興さけ定第8号	(1) 敷設する身網の数は、3個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、最も陸側を陸網とし、それ以外を沖網とします。 (3) 敷設する陸網は、桙長の陸側から2分の1以内に敷設しなければなりません。 (4) 7月15日から9月2日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 9月3日から9月7日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6) 12月1日から12月25日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(17)	興さけ定第9号	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 (3) 敷設する陸網は、桙長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 (4) 7月15日から9月2日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 9月3日から9月7日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6) 12月1日から12月25日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(18)	興小さけ定第1号	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。
(19)	興小さけ定第2号	(2) 8月29日から9月2日までの間は、網を敷設してはなりません。 (3) 11月16日から11月20日までの間は、漁獲してはなりません。 (4) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(20)	紋さけ定第1号	(1) 敷設する身網の数は、3個以下でなければなりません。
(21)	紋さけ定第2号	(2) 敷設する網の名称は、最も陸側を陸網とし、それ以外を沖網とします。
(22)	紋さけ定第3号	(3) 敷設する陸網は、桙長の陸側から2分の1以内に敷設しなければなりません。
(23)	紋さけ定第4号	(4) 7月15日から9月2日までの間は、網を敷設してはなりません。
(24)	紋さけ定第5号	(5) 9月3日から9月7日までの間は、沖網を敷設してはなりません。
(25)	紋さけ定第6号	(6) 12月1日から12月25日までの間は、漁獲してはなりません。
(26)	紋さけ定第7号	(7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(27)	紋小さけ定第1号	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。
(28)	紋小さけ定第2号	(2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 (3) 敷設する陸網は、桙長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 (4) 8月29日から9月2日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 9月3日から9月7日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6) 11月16日から11月20日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。

区分	漁場番号	条件
(29)	湧さけ定第1号	<p>(1) 敷設する身網の数は、3個以下でなければなりません。</p> <p>(2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、中網、沖網とします。</p> <p>(3) 敷設する陸網は、桙長の陸側から2分の1以内に敷設しなければなりません。</p> <p>(4) 8月1日から9月3日までの間は、網を敷設してはなりません。</p> <p>(5) 9月4日から9月7日までの間は中網を、9月4日から9月9日までの間は沖網を敷設してはなりません。</p> <p>(6) 12月1日から12月15日までの間は、漁獲してはなりません。</p> <p>(7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。</p>
(30)	湧さけ定第2号	<p>(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。</p> <p>(2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。</p> <p>(3) 敷設する陸網は、桙長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。</p> <p>(4) 8月1日から9月3日までの間は、網を敷設してはなりません。</p> <p>(5) 9月4日から9月8日までの間は、沖網を敷設してはなりません。</p> <p>(6) 12月1日から12月15日までの間は、漁獲してはなりません。</p> <p>(7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。</p>
(31)	湧さけ定第3号	<p>(1) 敷設する身網の数は、3個以下でなければなりません。</p> <p>(2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、中網、沖網とします。</p> <p>(3) 敷設する陸網は、桙長の陸側から2分の1以内に敷設しなければなりません。</p> <p>(4) 8月1日から9月3日までの間は、網を敷設してはなりません。</p> <p>(5) 9月4日から9月7日までの間は中網を、9月4日から9月9日までの間は沖網を敷設してはなりません。</p> <p>(6) 12月1日から12月15日までの間は、漁獲してはなりません。</p> <p>(7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。</p>
(32)	湧さけ定第4号	
(33)	湧小さけ定第1号	<p>(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。</p> <p>(2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。</p> <p>(3) 敷設する陸網は、桙長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。</p> <p>(4) 8月30日から9月3日までの間は、網を敷設してはなりません。</p> <p>(5) 9月4日から9月8日までの間は、沖網を敷設してはなりません。</p> <p>(6) 11月16日から11月20日までの間は、漁獲してはなりません。</p> <p>(7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。</p>
(34)	常さけ定第1号	<p>(1) 敷設する身網の数は、3個以下でなければなりません。</p> <p>(2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、中網、沖網とします。</p> <p>(3) 敷設する陸網は、桙長の陸側から2分の1以内に敷設しなければなりません。</p> <p>(4) 8月1日から9月3日までの間は、網を敷設してはなりません。</p> <p>(5) 9月4日から9月7日までの間は中網を、9月4日から9月9日までの間は沖網を敷設してはなりません。</p> <p>(6) 12月1日から12月15日までの間は、漁獲してはなりません。</p> <p>(7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。</p>

区分	漁場番号	条件
(35)	常小さけ定第1号	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 (3) 敷設する陸網は、桙長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 (4) 8月30日から9月3日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 9月4日から9月8日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6) 11月16日から11月20日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(36)	常さけ定第2号	(1) 敷設する身網の数は、3個以下でなければなりません。
(37)	常さけ定第3号	(2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、中網、沖網とします。 (3) 敷設する陸網は、桙長の陸側から2分の1以内に敷設しなければなりません。 (4) 8月1日から9月3日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 9月4日から9月7日までの間は中網を、9月4日から9月9日までの間は沖網を敷設してはなりません。 (6) 12月1日から12月15日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(38)	常さけ定第4号	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 (3) 敷設する陸網は、桙長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 (4) 8月1日から9月3日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 9月4日から9月8日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6) 12月1日から12月15日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(39)	常さけ定第5号	(1) 敷設する身網の数は、3個以下でなければなりません。
(40)	常さけ定第6号	(2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、中網、沖網とします。
(41)	常さけ定第7号	(3) 敷設する陸網は、桙長の陸側から2分の1以内に敷設しなければなりません。
(42)	常さけ定第8号	(4) 8月1日から9月3日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 9月4日から9月7日までの間は中網を、9月4日から9月9日までの間は沖網を敷設してはなりません。 (6) 12月1日から12月15日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(43)	常小さけ定第2号	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。
(44)	常小さけ定第3号	(2) 8月30日から9月3日までの間は、網を敷設してはなりません。 (3) 11月16日から11月20日までの間は、漁獲してはなりません。 (4) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(45)	網さけ定第1号	(1) 敷設する身網の数は、3個以下でなければなりません。
(46)	網さけ定第2号	(2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、中網、沖網とします。 (3) 敷設する陸網は、桙長の陸側から2分の1以内に敷設しなければなりません。 (4) 8月1日から9月5日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 9月6日から9月9日までの間は中網を、9月6日から9月11日までの間は沖網を敷設してはなりません。 (6) 12月1日から12月10日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。

区分	漁場番号	条件
(47)	網さけ定第3号	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 (3) 敷設する陸網は、枠長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 (4) 8月1日から9月5日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 9月6日から9月10日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6) 12月1日から12月10日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(48)	網さけ定第4号	(1) 敷設する身網の数は、3個以下でなければなりません。
(49)	網さけ定第5号	(2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、中網、沖網とします。
(50)	網さけ定第6号	(3) 敷設する陸網は、枠長の陸側から2分の1以内に敷設しなければなりません。
(51)	網さけ定第7号	(4) 8月1日から9月5日までの間は、網を敷設してはなりません。
(52)	網さけ定第8号	(5) 9月6日から9月9日までの間は中網を、9月6日から9月11日までの間は沖網を敷設してはなりません。 (6) 12月1日から12月10日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(53)	網小さけ定第1号	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) 9月1日から9月5日までの間は、網を敷設してはなりません。 (3) 11月16日から11月20日までの間は、漁獲してはなりません。 (4) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(54)	小清さけ定第1号	(1) 敷設する身網の数は、3個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、中網、沖網とします。 (3) 敷設する陸網は、枠長の陸側から2分の1以内に敷設しなければなりません。 (4) 8月1日から9月5日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 9月6日から9月9日までの間は中網を、9月6日から9月11日までの間は沖網を敷設してはなりません。 (6) 12月1日から12月10日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(55)	小清さけ定第2号	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 (3) 敷設する陸網は、枠長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 (4) 8月1日から9月5日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 9月6日から9月10日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6) 12月1日から12月10日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(56)	小清さけ定第3号	(1) 敷設する身網の数は、3個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、中網、沖網とします。 (3) 敷設する陸網は、枠長の陸側から2分の1以内に敷設しなければなりません。 (4) 8月1日から9月5日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 9月6日から9月9日までの間は中網を、9月6日から9月11日までの間は沖網を敷設してはなりません。 (6) 12月1日から12月10日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。

区分	漁場番号	条件
(57)	小清さけ定第4号	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 (3) 敷設する陸網は、桙長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 (4) 8月1日から9月5日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 9月6日から9月10日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6) 12月1日から12月10日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(58)	小清さけ定第5号	(1) 敷設する身網の数は、3個以下でなければなりません。
(59)	小清さけ定第6号	(2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、中網、沖網とします。
(60)	斜さけ定第1号	(3) 敷設する陸網は、桙長の陸側から2分の1以内に敷設しなければなりません。
(61)	斜さけ定第2号	(4) 6月1日から9月5日までの間は、網を敷設してはなりません。
(62)	斜さけ定第3号	(5) 9月6日から9月9日までの間は中網を、9月6日から9月11日までの間は沖網を敷設してはなりません。
(63)	斜さけ定第4号	(6) 12月1日から12月10日までの間は、漁獲してはなりません。
(64)	斜さけ定第5号	(7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(65)	斜さけ・ほっけ定第1号	(1) 敷設する身網の数は、3個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、中網、沖網とします。 (3) 9月6日から11月30日までの間に敷設する陸網は、桙長の陸側から2分の1以内に敷設しなければなりません。 (4) 4月25日から4月30日までの間及び8月11日から9月5日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 9月6日から9月9日までの間は中網を、9月6日から9月11日までの間は沖網を敷設してはなりません。 (6) 8月1日から8月10日までの間及び12月1日から12月10日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(66)	斜さけ定第6号	(1) 敷設する身網の数は、3個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、中網、沖網とします。 (3) 敷設する陸網は、桙長の陸側から2分の1以内に敷設しなければなりません。 (4) 6月1日から9月5日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 9月6日から9月9日までの間は中網を、9月6日から9月11日までの間は沖網を敷設してはなりません。 (6) 12月1日から12月10日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(67)	斜さけ・ほっけ定第2号	(1) 敷設する身網の数は、3個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、中網、沖網とします。 (3) 9月6日から11月30日までの間に敷設する陸網は、桙長の陸側から2分の1以内に敷設しなければなりません。 (4) 4月25日から4月30日までの間及び8月11日から9月5日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 9月6日から9月9日までの間は中網を、9月6日から9月11日までの間は沖網を敷設してはなりません。 (6) 8月1日から8月10日までの間及び12月1日から12月10日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。

区分	漁場番号	条件
(68)	斜さけ・ほっけ定第3号	(1) 敷設する身網の数は、3個以下でなければなりません。
(69)	斜さけ・ほっけ定第4号	(2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、中網、沖網とします。
(70)	斜さけ・ほっけ定第5号	(3) 9月7日から11月25日までの間に敷設する陸網は、桙長の陸側から2分の1以内に敷設しなければなりません。
(71)	斜さけ・ほっけ定第6号	(4) 4月25日から4月30日までの間及び8月11日から9月6日までの間は、網を敷設してはなりません。
(72)	斜さけ・ほっけ定第7号	(5) 9月7日から9月10日までの間は中網を、9月7日から9月12日までの間は沖網を敷設してはなりません。 (6) 8月1日から8月10日までの間及び11月26日から12月5日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(73)	斜さけ定第7号	(1) 敷設する身網の数は、3個以下でなければなりません。
(74)	斜さけ定第8号	(2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、中網、沖網とします。 (3) 敷設する陸網は、桙長の陸側から2分の1以内に敷設しなければなりません。 (4) 6月1日から9月6日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 9月7日から9月10日までの間は中網を、9月7日から9月12日までの間は沖網を敷設してはなりません。 (6) 11月26日から12月5日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(75)	斜さけ・ほっけ定第8号	(1) 敷設する身網の数は、3個以下でなければなりません。
(76)	斜さけ・ほっけ定第9号	(2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、中網、沖網とします。 (3) 9月7日から11月25日までの間に敷設する陸網は、桙長の陸側から2分の1以内に敷設しなければなりません。 (4) 4月25日から4月30日までの間及び8月11日から9月6日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 9月7日から9月10日までの間は中網を、9月7日から9月12日までの間は沖網を敷設してはなりません。 (6) 8月1日から8月10日までの間及び11月26日から12月5日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(77)	斜さけ定第9号	(1) 敷設する身網の数は、3個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、中網、沖網とします。 (3) 敷設する陸網は、桙長の陸側から2分の1以内に敷設しなければなりません。 (4) 6月1日から9月6日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 9月7日から9月10日までの間は中網を、9月7日から9月12日までの間は沖網を敷設してはなりません。 (6) 11月26日から12月5日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(78)	斜さけ・ほっけ定第10号	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 (3) 9月7日から11月25日までの間に敷設する陸網は、桙長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 (4) 4月25日から4月30日までの間及び8月11日から9月6日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 9月7日から9月11日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6) 8月1日から8月10日までの間及び11月26日から12月5日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。

区分	漁場番号	条件
(79)	斜さけ・ほっけ定第11号	(1) 敷設する身網の数は、3個以下でなければなりません。
(80)	斜さけ・ほっけ定第12号	(2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、中網、沖網とします。 (3) 9月7日から11月25日までの間に敷設する陸網は、桙長の陸側から2分の1以内に敷設しなければなりません。 (4) 4月25日から4月30日までの間及び8月11日から9月6日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 9月7日から9月10日までの間は中網を、9月7日から9月12日までの間は沖網を敷設してはなりません。 (6) 8月1日から8月10日までの間及び11月26日から12月5日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(81)	斜さけ定第10号	(1) 敷設する身網の数は、3個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、中網、沖網とします。 (3) 敷設する陸網は、桙長の陸側から2分の1以内に敷設しなければなりません。 (4) 6月1日から9月6日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 9月7日から9月10日までの間は中網を、9月7日から9月12日までの間は沖網を敷設してはなりません。 (6) 11月26日から12月5日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(82)	斜さけ・ほっけ定第13号	(1) 敷設する身網の数は、3個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、中網、沖網とします。 (3) 9月7日から11月25日までの間に敷設する陸網は、桙長の陸側から2分の1以内に敷設しなければなりません。 (4) 4月25日から4月30日までの間及び8月11日から9月6日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 9月7日から9月10日までの間は中網を、9月7日から9月12日までの間は沖網を敷設してはなりません。 (6) 8月1日から8月10日までの間及び11月26日から12月5日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(83)	能さけ定第1号	(1) 敷設する身網の数は、3個以下でなければなりません。
(84)	能さけ定第2号	(2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、中網、沖網とします。
(85)	能さけ定第3号	(3) 9月1日から9月5日までの間は、網を敷設してはなりません。
(86)	能さけ定第4号	(4) 12月1日から12月10日までの間は、漁獲してはなりません。
(87)	能さけ定第5号	(5) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(88)	能さけ定第6号	
(89)	能さけ定第7号	
(90)	能さけ定第8号	
(91)	能さけ定第9号	
(92)	能さけ定第10号	

網走海区漁場計画（第15次定置漁業権）【原案】 別紙（条件）

区分	漁場番号	条件
(93)	雄さけ・ます定第1号	(1)敷設する身網の数は2個以下でなければなりません。 (2)9月16日から9月18日までの間は、漁獲してはなりません。 (3)さけ及びからふとます再生産用親魚に不足が生じる恐れがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(94)	雄さけ・ます定第2号	
(95)	雄さけ・ます定第3号	
(96)	雄さけ・ます定第4号	
(97)	雄さけ・ます定第5号	
(98)	雄さけ・ます定第6号	
(99)	雄さけ・ます定第7号	
(100)	雄さけ・ます定第8号	
(101)	雄さけ・ます定第9号	
(102)	雄さけ・ます定第10号	
(103)	雄さけ・ます定第11号	
(104)	雄さけ・ます定第12号	
(105)	雄さけ・ます定第13号	
(106)	雄さけ・ます定第14号	(1)敷設する身網の数は2個以下でなければなりません。 (2)9月16日から9月18日までの間は、漁獲してはなりません。 (3)さけ及びからふとます再生産用親魚に不足が生じる恐れがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(107)	興さけ・ます定第1号	
(108)	興さけ・ます定第2号	
(109)	興さけ・ます定第3号	
(110)	興さけ・ます定第4号	
(111)	興さけ・ます定第5号	
(112)	興さけ・ます定第6号	
(113)	興さけ・ます定第7号	
(114)	興さけ・ます定第8号	
(115)	興さけ・ます定第9号	
(116)	興さけ・ます定第10号	
(117)	興さけ・ます定第11号	
(118)	興さけ・ます定第12号	
(119)	興さけ・ます定第13号	

区分	漁場番号	条件
(120)	紋さけ・ます定第1号	(1)敷設する身網の数は2個以下でなければなりません。 (2)9月16日から9月18日までの間は、漁獲してはなりません。 (3)さけ及びからふとます再生産用親魚に不足が生じる恐れがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(121)	紋さけ・ます定第2号	
(122)	紋さけ・ます定第3号	
(123)	紋さけ・ます定第4号	
(124)	紋さけ・ます定第5号	
(125)	紋さけ・ます定第6号	
(126)	紋さけ・ます定第7号	
(127)	紋さけ・ます定第8号	
(128)	紋さけ・ます定第9号	
(129)	紋さけ・ます定第10号	
(130)	紋さけ・ます定第11号	
(131)	紋さけ・ます定第12号	
(132)	湧さけ・ます定第1号	(1)敷設する身網の数は2個以下でなければなりません。 (2)9月13日から9月15日までの間は、漁獲してはなりません。 (3)さけ及びからふとます再生産用親魚に不足が生じる恐れがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(133)	湧さけ・ます定第2号	
(134)	湧さけ・ます定第3号	
(135)	湧さけ・ます定第4号	
(136)	湧さけ・ます定第5号	
(137)	常さけ・ます定第1号	(1)敷設する身網の数は2個以下でなければなりません。 (2)9月13日から9月15日までの間は、漁獲してはなりません。 (3)さけ及びからふとます再生産用親魚に不足が生じる恐れがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(138)	常さけ・ます定第2号	
(139)	常さけ・ます定第3号	
(140)	常さけ・ます定第4号	
(141)	常さけ・ます定第5号	
(142)	常さけ・ます定第6号	
(143)	常さけ・ます定第7号	
(144)	常さけ・ます定第8号	
(145)	常さけ・ます定第9号	(1)敷設する身網の数は2個以下でなければなりません。 (2)9月4日から9月6日までの間は、漁獲してはなりません。 (3)さけ及びからふとます再生産用親魚に不足が生じる恐れがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(146)	常さけ・ます定第10号	(1)敷設する身網の数は2個以下でなければなりません。 (2)9月13日から9月15日までの間は、漁獲してはなりません。 (3)さけ及びからふとます再生産用親魚に不足が生じる恐れがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。

区分	漁場番号	条件
(147)	常さけ・ます定第11号	(1) 敷設する身網の数は2個以下でなければなりません。 (2) 9月13日から9月15日までの間は、漁獲してはなりません。 (3) さけ及びからふとます再生産用親魚に不足が生じる恐れがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(148)	常さけ・ます定第12号	
(149)	常さけ・ます定第13号	
(150)	常さけ・ます定第14号	
(151)	常さけ・ます定第15号	
(152)	常さけ・ます定第16号	
(153)	常さけ・ます定第17号	
(154)	常さけ・ます定第18号	
(155)	常さけ・ます定第19号	
(156)	網さけ・ます定第1号	(1) 敷設する身網の数は1個でなければなりません。 (2) 9月9日から9月11日までの間は、漁獲してはなりません。 (3) さけ及びからふとます再生産用親魚に不足が生じる恐れがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(157)	網さけ・ます定第2号	
(158)	網さけ・ます定第3号	
(159)	網さけ・ます定第4号	
(160)	網さけ・ます定第5号	
(161)	網さけ・ます定第6号	
(162)	網さけ・ます定第7号	
(163)	網さけ・ます定第8号	
(164)	網さけ・ます定第9号	
(165)	網さけ・ます定第10号	
(166)	網さけ・ます定第11号	
(167)	網さけ・ます定第12号	
(168)	網さけ・ます定第13号	
(169)	網さけ・ます定第14号	
(170)	網さけ・ます定第15号	
(171)	網さけ・ます定第16号	
(172)	網さけ・ます定第17号	
(173)	網さけ・ます定第18号	
(174)	網さけ・ます定第19号	
(175)	網さけ・ます定第20号	
(176)	網さけ・ます定第21号	
(177)	網さけ・ます定第22号	
(178)	網さけ・ます定第23号	
(179)	網さけ・ます定第24号	
(180)	網さけ・ます定第25号	
(181)	網さけ・ます定第26号	

区分	漁場番号	条件
(182)	斜さけ・ます定第1号	(1) 敷設する身網の数は1個でなければなりません。 (2) 9月9日から9月11日までの間は、漁獲してはなりません。 (3) さけ及びからふとます再生産用親魚に不足が生じる恐れがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(183)	斜さけ・ます定第2号	
(184)	斜さけ・ます定第3号	
(185)	斜さけ・ます定第4号	
(186)	斜さけ・ます定第5号	
(187)	斜さけ・ます定第6号	
(188)	斜さけ・ます定第7号	
(189)	斜さけ・ます定第8号	
(190)	斜さけ・ます定第9号	
(191)	斜さけ・ます定第10号	
(192)	斜さけ・ます定第11号	
(193)	斜さけ・ます定第12号	
(194)	斜さけ・ます定第13号	
(195)	斜さけ・ます定第14号	
(196)	斜さけ・ます定第15号	
(197)	斜さけ・ます定第16号	
(198)	斜さけ・ます定第17号	
(199)	斜さけ・ます定第18号	
(200)	斜さけ・ます定第19号	
(201)	斜さけ・ます定第20号	
(202)	斜さけ・ます定第21号	
(203)	斜さけ・ます定第22号	
(204)	斜さけ・ます定第23号	
(205)	斜さけ・ます定第24号	
(206)	斜さけ・ます定第25号	
(207)	斜さけ・ます定第26号	
(208)	斜さけ・ます定第27号	
(209)	斜さけ・ます定第28号	
(210)	斜さけ・ます定第29号	
(211)	斜さけ・ます定第30号	
(212)	斜さけ・ます定第31号	
(213)	斜さけ・ます定第32号	
(214)	斜さけ・ます定第33号	
(215)	斜さけ・ます定第34号	
(216)	斜さけ・ます定第35号	
(217)	斜さけ・ます定第36号	

区分	漁場番号	条件
(218)	宇さけ・ます定第1号	(1)敷設する身網の数は1個でなければなりません。 (2)9月9日から9月11日までの間は、漁獲してはなりません。 (3)さけ及びからふとます再生産用親魚に不足が生じる恐れがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(219)	宇さけ・ます定第2号	
(220)	宇さけ・ます定第3号	
(221)	宇さけ・ます定第4号	
(222)	宇さけ・ます定第5号	
(223)	宇さけ・ます定第6号	(1)敷設する身網の数は1個でなければなりません。 (2)9月11日から9月13日までの間は、漁獲してはなりません。 (3)さけ及びからふとます再生産用親魚に不足が生じる恐れがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(224)	宇さけ・ます定第7号	
(225)	宇さけ・ます定第8号	(1)敷設する身網の数は1個でなければなりません。 (2)9月9日から9月11日までの間は、漁獲してはなりません。 (3)さけ及びからふとます再生産用親魚に不足が生じる恐れがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(226)	宇さけ・ます定第9号	
(227)	宇さけ・ます定第10号	
(228)	宇さけ・ます定第11号	
(229)	宇さけ・ます定第12号	
(230)	宇さけ・ます定第13号	
(231)	宇さけ・ます定第14号	
(232)	宇さけ・ます定第15号	
(233)	宇さけ・ます定第16号	
(234)	宇さけ・ます定第17号	
(235)	宇さけ・ます定第18号	
(236)	宇さけ・ます定第19号	
(237)	宇さけ・ます定第20号	
(238)	宇さけ・ます定第21号	
(239)	宇さけ・ます定第22号	
(240)	宇さけ・ます定第23号	
(241)	宇さけ・ます定第24号	
(242)	宇さけ・ます定第25号	
(243)	宇さけ・ます定第26号	
(244)	宇さけ・ます定第27号	
(245)	宇さけ・ます定第28号	
(246)	宇さけ・ます定第29号	
(247)	宇さけ・ます定第30号	
(248)	宇さけ・ます定第31号	
(249)	宇さけ・ます定第32号	
(250)	宇さけ・ます定第33号	
(251)	宇さけ・ます定第34号	
(252)	宇さけ・ます定第35号	
(253)	宇さけ・ます定第36号	